

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1) 計画の背景

本市では、平成10(1998)年6月に「福島市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成12(2000)年3月に「福島市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境行政を取り巻く状況の変化や多様な環境問題に対応するため、平成23(2011)年3月に第二次となる福島市環境基本計画(計画期間:平成23～令和2(2020)年度)を策定し、「みんなで創り 未来に伝える 人と自然にやさしいまち 福島市」を望ましい環境像として、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故により、平成25(2013)年4月に計画の一部見直しを行い、新たに空間放射線量や食品等放射能の監視や原子力に依存しない社会づくりに向けた再生可能エネルギー等の導入の推進を図りました。

しかし、計画の一部見直し後7年が経過し、環境に関する取組に一定の進展はみられたものの、私たちを取り巻く情勢は大きく変化しました。

世界では、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や令和2年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が平成27(2015)年に採択され、環境に関する大きな転換点となりました。

SDGsは、誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

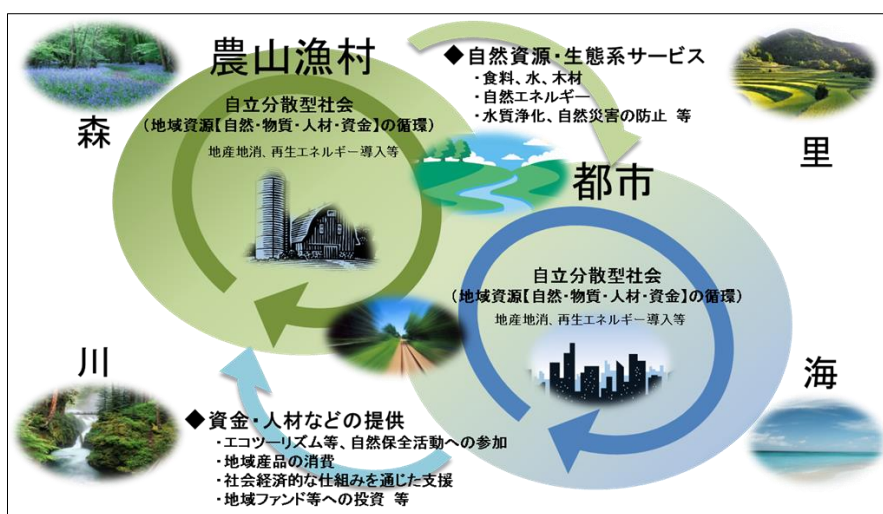
図1-1-1 持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



また、地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」は、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする（さらに、1.5度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

日本では、平成28（2016）年に「地球温暖化対策計画」、平成30（2018）年に「第五次環境基本計画」や「第四次循環型社会形成計画」が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。「第五次環境基本計画」においては、地域の特性を活かした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し、支え合う「地域循環共生圏」を目指すとされました。

図1-1-2 地域循環共生圏



また、令和元（2019）年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、最終到達点として「脱炭素社会」¹を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとされました。

本市では、地球温暖化対策や気候変動の影響に対する適応策、廃棄物の減量化、東日本大震災とそれに伴い引き起こされた原発事故によって放出された放射性物質による環境汚染からの再生など環境に関する様々な課題に加え、東日本大震災からの復興・創生や少子高齢化・人口減少社会への対応、地域活性化、防災・減災、中核市への移行、新型コロナウイルス感染症対策など環境、経済、社会に関わる複合的な課題や市民・事業者のニーズへの対応が必要となりました。

このような国内外の様々な情勢の変化や本市が直面している課題、市民・事業者のニーズを明らかにし、今後の環境政策のあり方を示す新たな福島市環境基本計画を策定するものです。

¹ 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

2) 計画の目的

新たな福島市環境基本計画は、「福島市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民、事業者及び市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の豊かな自然を守り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない快適で持続的な発展が可能な都市を目指すことを目的とします。

また、環境の保全及び創造に関する施策の推進にあたり、市民、事業者、市の各主体が互いに連携・協力し、それぞれが担う役割を明示するものです。

福島市環境基本条例の基本理念

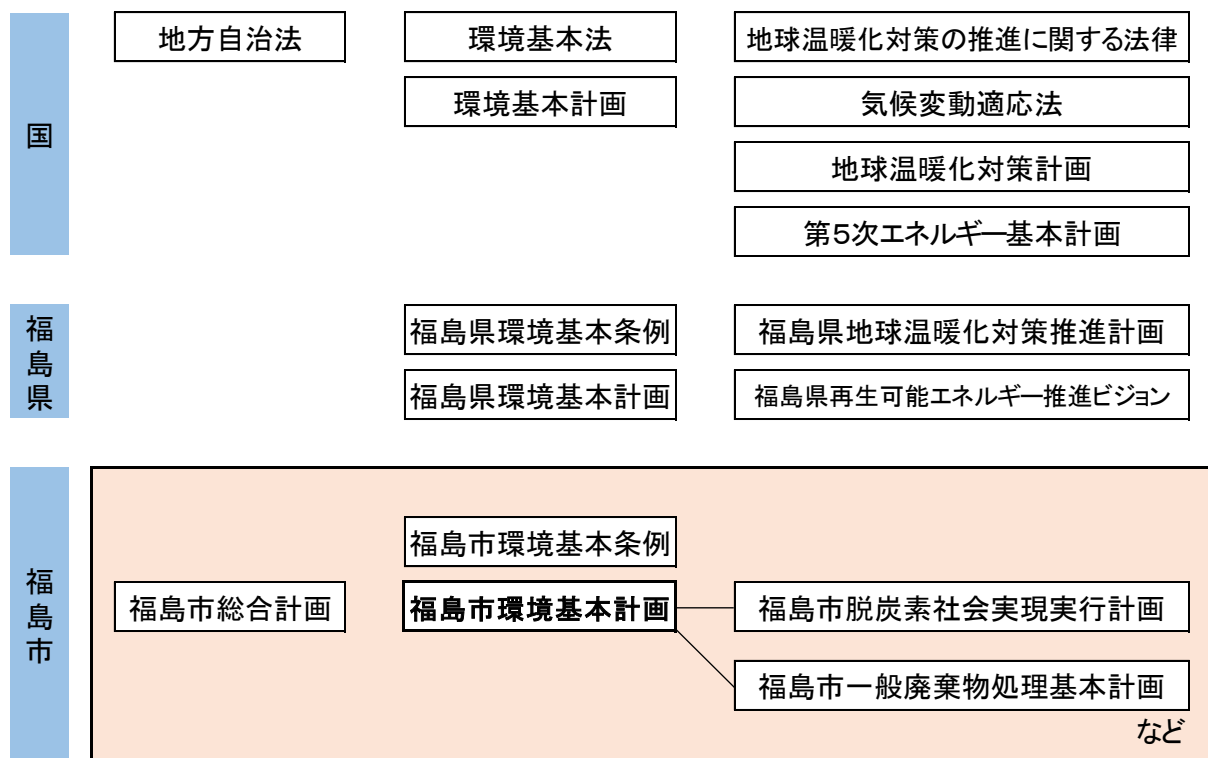
- 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に維持し、継承されるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全等は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けて活動していることを認識し、生態系の均衡を最大限に尊重し、人と自然との共生が健全な状態に保たれるように行われなければならない。
- 環境の保全等は、環境への負荷に対する自然環境が持つ復元力には一定の限界があることを認識し、資源の適正な管理や循環的な利用を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するため、すべての者の公平で適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全等は、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず地球規模の環境に影響を及ぼしていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

第2節 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「福島市総合計画」を環境面から推進するためのものであるとともに、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種施策を立案・実施します。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）等に基づき、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制、再生可能エネルギー導入等及び本市が実施している事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減と吸収作用の保全・強化を総合的かつ計画的に推進を図る「福島市脱炭素社会実現実行計画」とは、相互に連携しながら、計画の推進を図るものとします。

図1-2-1 本計画の位置付け



第3節 計画の範囲

本計画では、身近な自然や生活に関する環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題まで、環境全般に関して総合的にとらえていくものとします。

本計画の対象は、①気候変動、②資源循環、③自然環境、④生活環境、⑤原子力災害からの環境再生、⑥地域づくり・人づくりの6つの分野とします。

また、対象となる地域は市域全域とし、市域を超えて広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方公共団体などと連携を図り、協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

表1-3-1 環境基本計画の範囲

対象分野	具体的内容
① 気候変動	地球温暖化、エネルギー、気候変動適応 など
② 資源循環	3R（リデュース・リユース・リサイクル）、廃棄物処理 など
③ 自然環境	自然とのふれあい、森林、農地、河川、動植物 など
④ 生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭 など
⑤ 原子力災害からの環境再生	健康管理、空間放射線量、食品等放射能 など
⑥ 地域づくり・人づくり	地域資源、都市環境、環境教育、環境情報、環境保全活動 など

第4節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間とし、環境や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。